

事業用の水草等の提供に関する取扱要領

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

1 目的

この要領は、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課（以下「琵琶湖保全再生課」という。）が実施する水草の対策事業において、企業等が行う販売等の事業や公益上の必要に基づき他の地方公共団体等が行う事業に利用するために水草および水草たい肥等（以下「水草等」という。）を提供する場合の取扱いを定めることを目的とする。ただし、琵琶湖保全再生課が有効利用推進のために行う水草等の配布および試験研究用に水草等を提供する場合を除く。

2 水草等の種類

提供の対象とする水草等は、次のとおりとする。

- (1) 水草
- (2) 水草たい肥
- (3) その他琵琶湖保全再生課長が認めるもの

3 提供の手続

- (1) 水草等の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業用水草等提供申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を、琵琶湖保全再生課長に提出しなければならない。この場合において、年度内に複数回にわたって水草等の提供を受けようとするときは、申請書に年間計画書を添付するものとする。なお、申請者は、申請書提出までに琵琶湖保全再生課と事前協議を行うものとする。
- (2) 前号の規定による事前協議において、琵琶湖保全再生課長は、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）と調整を行うとともに、申請者に対し必要な助言を行うことができる。
- (3) 琵琶湖保全再生課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、水草等の提供を行うことが適当と認めるときは提供承諾書（別記様式2）により承諾し、適当でないと認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。承諾および通知を行った際は、財団に通知書（別記様式3）により水草等の提供について通知するものとする。
- (4) 前号の承諾を受けた者（以下「被提供者」という。）は、滋賀県（8の規定に基づき財団に業務を委託した場合にあっては財団）に水草等の代金を支払わなければならない。ただし、公益上の必要に基づく提供の場合を除く。
- (5) 被提供者は水草等の提供を受けるときは、あらかじめ、受け取りの日時および運搬の方法等を琵琶湖保全再生課職員および財団職員と協議するとともに、職員の立ち会いの下で作業を行うものとする。
- (6) 水草等は滋賀県または財団に代金の納入が確認された後に引渡すものとする。ただし、公益上の必要に基づく提供の場合を除く。
- (7) 申請書の提出から引渡しは会計年度毎に行うこと。
- (8) 被提供者以外の責により、承諾された水草等の引渡しを受けられなかった場合は、年度内に限り代金の返還を請求することができる。
- (9) 財団は水草等の代金を受け取った場合、その年度の2月末日までに滋賀県に納入するものとする。

4 提供の承諾基準および条件と提供の中止

- (1) 琵琶湖保全再生課長は、水草等の提供の申請内容が次に掲げる要件に該当するときは、提供を不承諾とするものとする。
 - ア 水草等に係る販売等の事業利用以外の目的であると認められるとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書の事業計画および収支予算の実現性に疑義が認められるとき。
 - エ 提供の量が、水草の対策事業により得られる水草等の量を超えると認められるとき。
 - オ 申請者が過去に水草等の提供を受けた際に本要領の定めに従わなかったと認められるとき。
 - カ 水草等の引渡し、運搬等に当たり、水草の対策事業に支障があると認めるとき。
 - キ 水草等の引渡し、運搬等において、関係法令等の規定が遵守されない恐れがあると認めるとき。
 - ク その他水草等の引渡し、運搬等の実施において、著しく公共の利益に反すると認めるとき。
 - ケ 申請者に都道府県税の未納があると認められるとき。
 - コ 申請者もしくはその役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。)が、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。)第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 被提供者は、次の条件に従わなければならない。
 - ア 水草等の引渡し場所は、水草対策事業における揚陸場所もしくはたい肥化場所を原則とする。
 - イ 水草等の引渡し以降に必要な一切の経費は被提供者が負担しなければならない。
 - ウ 提供を受けた水草等を加工せずに他人に譲渡することはできない。

ただし、被提供者が特別の理由によりやむを得ず他人に譲渡しようとするときは、琵琶湖保全再生課長の承認を得なければならない。
 - エ 提供を受けた水草等は申請書の内容以外の方法で利用してはならない。
 - オ 利用方法等の変更、使用を中止または廃止しようとする場合は、事前に琵琶湖保全再生課長の承認を受けなければならない。
 - カ 水草等に混入している夾雑物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
 - キ 水草等の利用期間中に、現地調査を行うことがあるほか、進捗状況の報告が求められた際には遅滞なく書面にて報告を行わなければならない。
- (3) 琵琶湖保全再生課長は、水草等の提供を承諾した後、被提供者が前号(1)アからコマでのいずれかに該当すると認めたときおよび、(2)アからキの条件に従わなかったと認めたときは、被提供者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、提供を中止することができる。

5 費用負担

提供する水草等の価格は、毎年、別に定める。ただし、公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体または私人等に譲渡するときは無償とする。

6 損害賠償

水草等の提供に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)は、申請者もしくは被提供者がその責任を負うものとし、県および財団は責任を負わない。

7 結果の報告

被提供者は、水草等の利用について、提供を受けた翌年度の4月30日までに事業報告書(別記様式4)

を琵琶湖保全再生課長に提出するものとする。

8 業務委託

琵琶湖保全再生課長は、水草等の提供にかかる業務およびこれに伴う付帯業務を財団に委託することができる。

9 安全の確保等

被提供者は、水草等の引渡しや運搬等において、安全の確保を図るとともに、運搬等や利用事業の実施に際し周辺住民への生活環境等への配慮を行い、関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ琵琶湖保全再生課長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

付 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

様式1

事業用水草等提供申請書

年(20 年) 月 日

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課長

申請者住所（郵便番号・本社所在地）

氏名（名称および代表者氏名）

連絡担当者（職名・氏名）

（電話・FAX番号・e-mail）

「事業用の水草等の提供に関する取扱要領」の内容に同意した上で、以下のとおり水草等の提供を申請します。

記

1. 水草等の種類

2. 添付書類

事業計画書【別紙1】

収支予算書【別紙2】 ※公益上の必要に基づく場合は省略できる。

誓約書【別紙3】

都道府県税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書【別紙4】

補足書類

	<p>(運搬方法)</p> <p>(運搬ルート)</p> <p>(搬出運搬者)</p> <p>住所</p> <p>名称</p> <p>代表者氏名</p> <p>担当者氏名</p> <p>電話番号</p> <p>※申請者と異なる場合のみ記載</p> <p>(その他)</p>
9 夾雑物等の処理方法	
10 備考	<p>※関係法令等に基づく処置や過去に提供実績がある場合はその旨を記載</p>

- 添付書類
- 1 会社等概要説明資料
 - 2 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書
 - 3 過去に提供を受けた実績がある場合、譲渡承諾書および実績報告書の写し
 - 4 事業計画がこの様式に収まらない場合、別途作成した計画書

【別紙2】（様式1 関係）

収支予算書

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
販 売	円	
計		

(2) 支出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

【別紙3】（様式1 関係）

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(あて先)
契約担当者

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

【別紙4】（様式1関係）

※申請者は、この枠に記入しないでください。	

令和3年度事業用水草等提供申請書に係る都道府県税に関する
誓約書 兼 調査に関する承諾書

滋賀県知事 あて

令和 年 月 日

- 申請者は、以下のことを誓約します。
 - 都道府県税（個人県民税等及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等に滞納が無いこと。
 - 上記（1）が事実と相違した場合には水草等を提供することが適当であると認められず、不承諾となっても異議のないこと。
- 上記1（1）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
 - 全ての都道府県税（個人県民税等及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、県が調査し、その調査結果を水草等提供の承諾基準に利用すること。
 - 上記（1）により調査及び確認を行うにあたり、琵琶湖保全再生課の指示・指導がある場合は、その内容に従うこと。

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
(フリガナ) 氏 名 (法人名および代表者名)	
電 話 番 号	— —

※住所欄について

- 法人の場合は、県税事務所等に申告している登記簿記載の本社所在地をご記入ください。
- 個人の場合は、確定申告時の事務所所在地の住所をご記入ください。

※氏名欄について

- 法人の場合は、県税事務所等に申告している法人名称及び法人代表者氏名をご記入ください。
- 個人の場合は、確定申告時の個人事業者氏名をご記入ください。

様式2

滋琵琶再生第 号
年(20 年) 月 日

様

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課長

水草等の提供の承諾について(通知)

年 月 日付けで申請のありました水草等の提供について承諾します。なお、下記事項にご留意願います。

記

- 1 水草等の引渡し方法の詳細については、当課および公益財団法人淡海環境保全財団とあらかじめ協議し、その指示に従ってください。また、引渡しにあたっては職員の立ち会いの下で実施して下さい。
- 2 代金の納入が確認された後に引渡すものとします。ただし、公益上の必要に基づく提供の場合を除く。
- 3 「事業用の水草等の提供に関する取扱要領」を遵守してください。
- 4 提供を受けた水草等は申請書の内容以外の方法で利用しないでください。
- 5 提供を受けた会計年度終了後および事業完了後の30日以内に事業報告書(別記様式5)を琵琶湖保全再生課長に提出してください。

様式3

滋賀保再生第 号
年(20 年) 月 日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長 様

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課長

水草等の提供について(通知)

水草等の提供について、下記のとおり [承諾・不承諾] としましたので通知します。

[水草等の引渡し方法の詳細について、申請者および当課とあらかじめ協議してください。代金の納入が確認された後に引渡すものとし、引渡しにあたって、職員の立ち会いを実施してください。]

記

1 申請者の住所・名称・代表者氏名

2 水草等の種類と量

3 代金

金 円

4 添付書類

申請者あて通知文(写し)

事業用水草等提供申請書(写し)

様式4

事業報告書

年(20 年) 月 日

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課長

申請者住所（郵便番号・本社所在地）

氏名（名称および代表者氏名）

連絡担当者（職名・氏名）

（電話・FAX番号・e-mail）

年 月 日付け滋琵琶保再生第 号で提供の承諾通知があった水草等の利用について、その事業実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書【別紙3】
- 2 収支決算書【別紙4】 ※公益上の必要に基づく場合は省略できる。

別紙3 (様式4 関係)

事業実績書

<p>1 被提供者の住所・名称・ 代表者氏名</p>	<p>(住所)</p> <p>(名称)</p> <p>(代表者氏名)</p> <p>(担当者氏名)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(e-mail)</p>
<p>2 事業場所の住所・名称・ 電話</p>	<p>(住所)</p> <p>(名称)</p> <p>(電話番号)</p>
<p>3 事業の期間</p>	<p>(事業期間)</p> <p>年 月 日 から 年 月 日まで</p>
<p>4 水草等の種類および量</p>	<p>水草等の種別： 、量： m³</p> <p>※量は提供量とし、複数回の場合、1回あたりの量と合計量を併記してください。</p>
<p>5 代金</p>	<p>金 円 (水草の量×1m³あたり価格)</p>
<p>6 提供期間</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日まで</p> <p>※複数回にわたった場合、箇条書きで記載してください。</p>
<p>7 水草等の引渡しおよび 運搬方法</p>	<p>(引渡し場所)</p> <p>(引渡し方法)</p> <p>(運搬方法)</p> <p>(運搬ルート)</p>

	<p>(搬出運搬者) 住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 電話番号 ※申請者と異なる場合のみ記載 (その他)</p>
<p>8 事業の目的および内容</p>	<p>(目的) (内容) (経過)別紙 ※引渡し、加工、販売等について方法や数量等を図面または写真等も含めて詳細に記載してください。</p>
<p>9 夾雑物等の処理方法</p>	
<p>10 今後の見通し</p>	<p>※今後の水草利用の今後の見通しについて記載してください。</p>
<p>11 備考</p>	

添付書類 事業計画がこの様式に収まらない場合、別途作成した実績書

別紙4 (様式4 関係)

収支決算書

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
販 売	円	
計		

(2) 支出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		